

〈議会事務局〉

◎土森委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に議会事務局について行います。

初めに、事務局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎土森委員長 続いて、総務課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎前田委員 広報紙の議会だよりでございますけれども、5市町村が折り込み対応ということだと思いますが、高知市を中心に配布率の大きな課題が残っていると思います。今、34市町村における配布手数料に格差があるのかどうかとあわせて、配布率向上に向けての課題解決のために、折り込み対応のところを市町村での全戸配布対応への切りかえであったり、お願いであったり、その辺の今後の見込みを教えてくださいませんか。

◎横田議事課長 まず、市町村への委託手数料の金額の差ということでございますけれども、議会だよりについては差はございません。市町村委託ができていない5市町村でございますが、特に大きな人口を抱えております高知市が1番のネックになっております。ここを何とかしなければいけないという課題意識は、事務局全体で持っております。昨年度も担当課長にお願いに行きましたし、今年度も電話をしております。このことについては、市町村委託を受けていただけない明確な理由を、先方から挙げていただいておりますので、それをどうやったらクリアできるかという、まず内部の協議があると思います。プラス、できないならばそれを補完する手段を考えなければいけませんので、少しでも配布率を上げるように、例えばタウンプラスであるとか、あるいは郵送もあると思いますし、そういったことも引き続き検討していきたいと考えております。

◎前田委員 高知市はすごく大切なところだと思います。高知市が全戸配布できないことによって、たしか試算では、県民の4分の1が我々の議会だよりを見ることができない状況にあると思います。ぜひとも解決に向けて動いていただきたいと思います。

またインターネット中継システムですけれども、スマホ対応ができているということなんですけど、パソコンのほうのブラウザはInternet Explorerじゃなくても見られるように、対応はできているということなんでしょうか。例えば、Google ChromeであったりSafariであったりとか。以前はたしかInternet Explorerでパソコンでしか見れない形になっていたと思うんですが、現実インターネット等を活用される皆様の利用状況は、パソコン、Internet Expl

o r e r というこの二つの条件が重なっていない人が多くなっているわけですから。その辺がどうなっているのかなというのがありますけれども、後で調べておいていただければと思います。

◎横田議事課長 今わかりませんので、また後ほど調べて御連絡いたします。

◎前田委員 以前にこれをしていただいたときに、ツイッターとかフェイスブックとか、SNSで情報発信をしていただけてますけど、その反響とかはどうですか。今も継続してやっているんでしょうね。

◎横田議事課長 継続はしております。ただ反響はちょっとはかり切れないところがございます。ただ県民からの問い合わせはぼつぼつとありますので、それもそういった議会からの発信の返しじゃないかなと推測しております。

◎前田委員 議会の中継であったりとか、議会のホームページとかあると思うんですけど、このいわゆるアクセス解析は必ず実質的数字として出るところでございますので、その辺は、現状やられているかもしれませんが、そこはオープンにしていいただければと思いますので、あわせて要請をさせていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 議会だよりの配布の関係で関連ですけれども、高知市ができない理由は、明確な返事をいただいていますと言うたけど、どういう返事ですか。

◎横田議事課長 クリアしなければいけない課題として、県議会だよりとさんSUN高知を一緒に持ってきてくださいと。作業する民生委員であったり、地区長であったり、手間がすごくかかるので一緒に持ってきてくださいということが一つ。それと「あかるいまち」にしてもさんSUN高知にしてもA4判でございますが、県議会だよりはタブロイド判でございます。タブロイド判で、それを挟み込む作業がすごく手間になりますので、できればサイズを統一してもらいたいと。その二つをクリアできたら、民生委員、地区長のほうにまたお願いに行ってみると。ただお願いに行っても、それを受けてくださるかどうかというのは、人手不足、高齢化の問題があって、なかなか厳しいかもしれないということを言われています。まず事務局としては、その二つの課題をクリアしなければいけないと考えております。

◎坂本（茂）委員 納品時期がいつかというのは、それはもうそうやろうとは思ってました。やっぱり同じ時期にやらないと随分違うだろうと。タブロイド判のことも。前田委員も言われましたけど、できるだけ解決すべき課題については解決していただいて、配布ができたらいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つは、運営費の中に入っていると思うんですけども、旅費の執行残と言われましたが、費用弁償の平成27年度、28年度の予算額と決算がわかれば教えてください。

◎林総務課長 費用弁償につきまして、28年度の当初予算が2,304万5,000円で、2月に補正しまして2,045万3,000円に減額しております。それに対して執行額が2,015万1,000円で

ございます。それから27年度でございますが、執行額が2,069万2,000円で、予算額を控えてないんですが、同じぐらいの額で大体予算は組んでおるはずです。

◎坂本（茂）委員 費用弁償の場合、議会開会日でなくても、休会中の議案審査の登庁に対しても支給されていると思うんですけども、その休会日の議案精査の日に支払っている分が幾らあるかを、後で結構ですので教えてください。

◎林総務課長 後ほどお話しするようにいたします。

◎横田議事課長 先ほどの前田議員の質問で、議会の中継を見るのにInternet Explorerでないといけないのかという話がありました。今調べましたら、そのとおりでございます。今閲覧環境はInternet Explorerのみでございます。

◎前田委員 要請していいですか。恐らくこの高知県庁内のパソコンはほとんどInternet Explorerだと思います。しかし世間で使われているインターネットのブラウザは、アクセス解析をすればわかる話なんですけれども、Google Chromeも含めたくさんの形です。今後の課題として、このInternet Explorer以外でも、ちゃんと見ることができるとも考えて課題解決に向けて動いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎土森委員長 よう見えますよという話をよく聞くけどね。

◎坂本（茂）委員 逆に、見れませんという話もあるんです。

◎加藤委員 音響を直していただいて、照明もきれいになっていい環境になったと思うんですけど、一問一答がふえた関係で、議員の後ろに立つと、質問が聞こえづらいような感じを受けるんですね。以前もそうだったかなと思うんですけど、最近、執行部からの答弁は聞こえるんですけど、質問が聞こえにくいような状況がありますけど、そのあたりは、何か課題として受けていますでしょうか。

◎横田議事課長 昨年の2月定例会から改装し使い始めて、その間に複数の議員から、聞こえにくいという御意見をいただきまして、その都度業者を含めて対応してきております。もし加藤議員のところは聞こえにくいということがございましたら、また個別に対応させていただきますので、何なりと御意見をいただけたらと思います。あともう少しこなれてきたら、全体的に環境がよくなってくるんじゃないかと思っておりますので、もう少しいろんな意見を聞いて、事務局でも対応していけたらと考えております。

◎加藤委員 そしたら対応次第で、改善の余地があるということですか。

◎横田議事課長 業者対応でそれぞれのスピーカーから出る音量とか高さ低さを調整することができます。そういった中で、例えば前面、議場が階段状になっていますので、声が全部前の壁にぶつかって、はね返ってハウリングするとかもあって、少し全体の音質を下げている状況もあります。そこら辺をうまく調整できて、ベストバランスの場所を今見つ

けている最中だと自分は考えていますので、そういったいろんな工夫がまだできますので、それは対応させていただきたいと考えております。

◎西森副委員長 議事記録の反訳等委託の関係で、ホームページに会議録の検索システムがありまして、恐らくこの反訳をしたものがデータ処理をされて、検索システムにアップされていていっていると思うんですけれども、もう少し早くならないのかと。結構最近のを見ようとしても、まだアップされてないのという感じを受けるんですね。だからこれは、例えばその反訳の委託先をふやすことによって、スピードアップできるのかどうかとか、そのあたりを教えてもらいたいと思うんです。非常にアップされるのが遅いな、という感覚を持っていますので、そのあたりお聞かせいただければと思います。

◎土森委員長 このことは議会運営委員会でもよく出たね。昔と比べたら大分早くなったけど。

◎横田議事課長 本会議分については、開会日あるいは翌開会日、あるいは質問日までに作成をして、それから記録もつくって、暫定版もアップするようにしております。検索システムにひっかかるようにするためのデータ処理については、その都度、株式会社ぎょうせいというところに送って処理をしていますので、それは少しおくれる可能性があります。本会議分については、文書自体は遅くとも翌定例会の質問日までにはお渡しするようにしておりますので、それは対応できているんじゃないかと考えております。

◎西森副委員長 会議録では来るわけですがけれども、先ほど言わせていただいた、反訳をする業者がふえれば、スピードアップができる問題なんでしょうか。

◎土森委員長 ふやせるものか、ふやせんものか。これやっぱり1社に頼んでもいかんということになったんじゃないかね。

◎西森副委員長 今いろいろあるんです。岡山とか、高知でもやっているんですけれども。

◎土森委員長 高知は遅うて、ほんで岡山に頼んだ。

◎横田議事課長 さび分けをしまして、本会議の記録については今おっしゃった岡山県の業者に出しております、そちらのほう1本でやっています。それから2月定例会だけはちょっと特殊なんですけれども、県内の業者については、委員会の記録を委託しております。本会議の記録を分割で出すことになると、本にするときもデータ処理をするときもなかなか難しい面もありますし、業者をふやすと対応が難しいんじゃないかと考えております。

◎織田政策調査課長 委員会の会議録ですけど、委託料調の二つ目に、岡山県の議事録発行センターがありますけれど、2月定例会の分はボリュームが多いので、県外の業者に見積もり合わせをしましてその中から選んでいます。2月定例会の初日分と2月定例会以外が下の三つ、ユニ、せるぼ、それから高知テレワークグループという地元の業者です。以前2月定例会の会議録が非常に遅いという御意見もいただきましたので、2月定例会の

初日分だけは急ぎやろうということで、2月定例会の初日分と2月定例会以外は、県内の業者の方をお願いしています。基本的に本会議と同じように、2月定例会以外の分については次回の定例会までに、データで検索まではできませんけれど、PDF化して文書で見えるようになっています。ただ2月の定例会分についてはなかなかボリュームがあるということと、出先機関の調査からすぐに6月定例会が始まることもありまして、6月定例会までには間に合わないんですけれど、7月末までにはということで、PDF化したデータを上げるように、今そういう作業で進んでいます。

◎坂本（茂）委員 全体の成果の概要のところでお話しのあった高校生のフォトコンテストの関係です。高校生が写真を撮ってくれているのは、いろんな高知県内の風景であったり人物であったりするわけですけど、率直に言って議会と全く関係ないわけです。そういう意味では、例えば1日議会を開放しますと、どこでも写してくださいと。すごい斬新な切り口で、例えば議場で議長席から写してみたりとか、いろんなところから写してみるような。そうやって高校生が直接議場へ入って写真を写すことで、議会に対して関心を持つという分野も考えてみたらどうかと。例えば1日議場を開放していますのでその日は写しに来てください。ただ平日だと授業があったりするので、事務局は大変なのかもしれませんが、土曜とか日曜とかにそういうことをやって、より高校生に、議場とか議会に関心を持ってもらうような仕組みを考えられたらどうかと。それとあわせて、例えば優秀作品の方への記念品とかの手渡しを議場で、議会開会日に議員の前でやってあげるとか。そんなときも授業に差しさわりのないように、例えば初日の最終質問者が終わった後でやるとか。そんなことを検討されたらと思うんです。いずれにしてももう少し議会にコミットできるようなフォトコンテストにされたらどうかと思うんですけど。

◎弘田事務局長 先ほど説明しましたように、開かれた議会はすごく大事で、県民の皆さんへの広報を我々も大事に考えてます。前田委員から言われました広報についても、昨年からずっと検討しておりまして、高知新聞の一面を買い取ってやったらとか、いろいろ検討したんですけど、先ほど議事課長が説明したネックがありましたので、こちらのほうも力を入れていきます。

それから今のフォトコンテストも、まだことし2回目でございますので、やり始めていろいろと課題にも気づいておりますので、先ほどいただいた意見も参考にしながら、より高校生が参加し、そして高校生の政治意識が高まるような仕組みにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎土森委員長 決算特別委員会でそういう意見が出たということで、この問題は議会運営委員会で整理してください。

質疑を終わります。

《教育委員会》

◎土森委員長 以上で議会事務局を終わります。

次に教育委員会から、11月7日に行いました決算特別委員会の質疑における発言内容の一部訂正及び補足説明のため、再度説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、説明を受けることにしたいと思います。

まず初めに、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎田村教育長 教育委員会でございます。本日は、再度御説明させていただく場を設けていただくことになり、大変恐縮しております。

11月7日に行われました決算特別委員会では、各委員からの御質問に対し、十分に答弁することができない場面が多々ございました。まことに申しわけございませんでした。さらにその後、二つの課におきましてお答えした内容に、一部誤りがあることも判明いたしました。この後担当課長から訂正の御説明をさせていただきますけれども、重ねて深くおわびを申し上げます。

本日は、先日の委員会で御指示がありました事項について、資料をお配りさせていただきますとともに、高等学校課、文化財課、人権教育課からは、お配りしている資料につきまして、改めて御説明させていただきたいと存じます。

〈高等学校課〉

◎土森委員長 それでは、最初に高等学校課を行いたいと思います。

説明をしっかりと願います。

◎高岸高等学校課長 それでは、高等学校課資料赤ラベルの1ページをお開きください。さきの決算特別委員会におきまして御質問いただきました、高知県高等学校等奨学金について、未収金の件数や収納率など、奨学金の状況について御説明をさせていただきます。

まず、高等学校等奨学金の制度の概要について説明させていただきます。この制度は、経済的な理由で就学が困難な方に、就学に必要な資金を貸与するものとして、平成14年度に創設されました。

貸与人数は、平成21年度にピークとなりその後は減少しております。理由といたしましては、生徒の減少による影響も考えられますけれども、平成22年度から授業料無償化等による教育費の負担軽減が一定図られたことも一因であると考えております。現在貸与人数のピーク時の生徒の返還が始まってきておりますので、今後も返還対象者はふえる見込みでございます。

返還は貸与終了後の6カ月後から始まります。返還方法は、貸与金額に応じて7年から20年以内で県が定めた期間により返還していただくようになっております。参考といたし

まして、3年間貸与を受けた場合の返還例を、真ん中ほどにあります表に示しておりますのでごらんいただけたらと思います。

また返還要件に該当する場合は、申請により返還が免除または猶予されます。要件及び平成25年度以降の実績件数は、記載してあるとおりでございます。

次に2債権の状況について御説明させていただきます。貸与総額は約45億5,700万円余りになっております。貸付件数は6,534件でございます。

次の2ページのグラフを見ていただけたらと思います。これは平成28年度末の債権の状況を示したものになります。貸与総額45億5,700万円余りのうち、返還期限が到来している債権は約45%で、20億6,000万円余り。未到来債権が約55%で、24億9,600万円余りとなっております。到来債権のうち返還免除額が約1,000万円ありまして、それを除きまして調定額は20億5,000万円余りで、そのうち返還額は約19億7,200万円となっております。調定額に対する返還額の割合が96.18%となっております。平成28年度末の返還対象者数は4,163人、そのうち未納者が763人という状況になっております。

その下の収納状況について、平成14年度から表とグラフで示しておりますのでごらんください。表の右側から2列目の滞納額推移の期末残高の1番下を見ていただけたらと思います。これが平成28年度末の未収額になります。7,830万円余りとなっております。右端が平成28年度の期末残高でございまして、平成27年度から約902万円減となっております。その下のグラフについては、上の折れ線が年度ごとの貸与額の推移でございます。貸与額は、現在減少傾向にあります。その下が滞納額期末残高を示しております、1番下の棒グラフが現年度分の未収金の推移となっております。

3ページをお願いいたします。平成28年度からの取り組みといたしまして、弁護士への回収委託を実施しており、引き続き本年度も実施しております。実施状況は記載のとおりでございます。

また、次の4ページの表をごらんいただけたらと思います。奨学金返還金の収納率につきまして、他県が全国調査で収納率を取りまとめたものでございますけれども、都道府県名については公表しておりませんので御了承いただきたいと思います。

①の表につきましては、各年度までに納期が到来する債権の調定額を累計したのに対して、収納率を示したものでございます。網かけをしておりますのが、高知県の位置に当たります。

②につきましては、平成27年度に納期が到来する債権の調定額に対しまして、平成27年度、現年中に収納になったものを取りまとめた収納率でございます。これも同じく網かけをしてありますのが本県に当たります。1の表にありますように、収納率は年々上昇傾向となっておりますけれども、引き続き返還していただけるよう努力をしております。

続きまして5ページの、高知県進学協議会について御説明をさせていただきます。初め

に、7日の決算特別委員会におきまして、高知県進学協議会は法人であると説明をさせていただきましたが、法人ではなく任意団体の誤りでございますので、おわびして再訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

高知県進学協議会ですけれども、現在、教育センター分館の建物内に事務局があり、昭和36年にスタートした連絡協議会でございます。現在、県内公立高等学校の35校が加盟をいたしまして、公立高等学校の生徒に対し、大学進学に向けた学習支援、教員の専門性の向上のための事業を行っております。特に、大学進学を希望する生徒に対して、土曜日などの週休日を利用して、県内の11会場で教員や外部講師が国語、数学、英語を中心とした講座を実施しております。平成28年度は延べ18校、1万1,161名の生徒がこの講座を受講するなど、本県の大学進学率の向上に向けて大きな役割を担っていただいております。

高知県進学協議会の組織でございますけれども、高知追手前高等学校の校長を会長といたしまして、事務局に専任の職員2名を配置し、各種事業に伴う事務を行っております。主な活動につきましては(5)のところに記載をしておりますけれども、先ほど説明させていただきました大学進学講座や、難関大学への進学希望生徒を対象とした大学進学チャレンジセミナーなどを行っております。

6ページをお願いいたします。2番になりますけれども、高知県進学協議会の運営費について、実績報告書の主な項目を載せております。まず収入の部分でございますけれども、大学進学講座の受講料といたしまして、希望している生徒から1科目当たり1,100円の受講料を徴収をさせていただいております。平成28年度は延べ1万1,161名の受講でしたので、その合計額が1,200万円余りとなっております。また県からは1,100万円の補助金を交付しておるところでございます。支出の主な内容を真ん中に示しております。

この大学進学講座につきましては、進学を希望する生徒を対象といたしまして、週休日に講座を開講し、学校の枠を超えて生徒募集をしております。それぞれの会場におきまして、会場校以外の学校の生徒も受講できるようにするなどしてございまして、この事業につきましては、先ほども申し上げました受講料を徴収し、多くの講師が週休日にかかわって実施しておりますので、高等学校課が直接実施することは難しい事業であると考えております。

各学校が行う教育活動の中で、しっかりと学力向上を図っていくことが最も重要であると認識しております。生徒が進学希望に沿ったこの事業や、教員の専門力の向上のためのセミナーなど、本県の学力向上につながっているものと認識しております。

最後になりますけれども、7ページにあります高校生国際交流促進費補助金について説明をさせていただきます。表のまず28年度の欄をごらんください。当初予算につきましては、国費を活用しました長期留学が2人、短期留学が60人で、合計660万円の予算を組んでおります。県費によりまして短期留学が20人で200万円、合計860万円を計上してございました。



この人数につきましては、前年度学校への意向調査など行い積算したものでございますけれども、国に補助申請するに当たり、当初予算時からの変更があり、当初予算時の82人から減少しております。これは、他の制度を活用したこと、また国が長期留学の補助を廃止したことなどによるものでございます。60人の計画人数に対しまして、国から採択を受けることができたのが20人とどまっております。この20人に対して留学の応募をしたものが17人でございます。その17人全員が留学をしたという結果になっております。

その下にあります県費で実施したのは、ニュージーランドへの留学でございます。教育委員会が全校を対象として募集人員20人に対しまして、応募したのが16人でございます。結果的に1人辞退がございましたので、15人が留学をしたという結果でございます。したがって全体といたしましては、応募者総数は33人、参加者が32人となっております。

上段に27年度の結果を示しております。27年度は当初予算として54人分、620万円を計上をさせていただき、国へ提出した計画人数も54人で提出いたしました。54人の計画人数に対しまして、国から採択されたのが34人でございます。これに対し留学の応募をしたものが、長期留学で1人、短期留学で29人でございます。結果的に1人辞退がございましたので28人が参加をしたと。短期留学につきまして1人辞退があつて、28人参加したという状況になります。合計応募者数は30人で、参加者数29人となっております。今後も多くの高校生が国際交流できるように、機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

高等学校課からは以上でございます。

◎土森委員長 質疑はありますか。

◎西森副委員長 この進学協議会の受講料1科目1,100円というのは1回あたりですか。

◎高岸高等学校課長 例えば国語という科目を、年間約20回程度行いますけれども、その科目1科目1,100円になります。

◎西森副委員長 20回分ということですね。

◎高岸高等学校課長 そういうことでございます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈文化財課〉

◎土森委員長 次に、文化財課について行います。

説明をお願いします。

◎土居文化財課長 それでは、高知県立高知公園の運営について御説明いたします。先日の決算特別委員会では、高知公園の指定管理で収支差額が出た場合の高知県納付額につきまして、財政課収入と説明させていただきましたが、文化財課収入の誤りでございました。おわびして訂正いたします。

それでは、先日の御説明と重複する部分もございりますが、高知公園の運営について、運

営費につきまして御説明をさせていただきます。

まず、施設の概要を改めて記載しております。内容につきましては、ごらんとおりでございます。次の運営管理でございますが、先日御説明したことを含めまして、改めて記載をしております。指定管理は、地方自治法第244条2の規定に基づきまして、規定にございまして、これに基づき指定管理者に管理を代行させております。現在の指定管理者は入交グループ高知公園管理組合でございまして、5年間の協定額は1億7,400万3,000円、うち平成28年度決算額は3,622万円でございます。

管理代行料の考え方でございますが、支出の見込み額から利用料金収入額を差し引いたものでございます。今期の協定期間でございますが、平成25年4月1日から30年3月31日でございます。

次に、県における本納付金の取り扱いでございます。利用料収入の取り扱いにつきましては、県に収入を納付する方式と、指定管理者が収入を得る方式の二つがございます。高知公園につきましては、天守、懐徳館等の入館料及び駐車場の使用料、利用料金といえますけれども、これにつきましては指定管理者の収入とする方式を採用しております。

通常は、利用料金収入の増加等により収入が支出を超える場合は、剰余金の全てを指定管理者の収入としておりますけれども、高知公園につきましては、管理代行料、利用料金、利息収入等を合算した収入と、支出の差額の2分の1を県に納付することとして協定を締結しております。なお、この収入が先ほど申し上げましたが、文化財課収入となっております。

2ページをお開きください。1番下の米印のところに、決算に関する説明書の掲載内容を記載しております。こちらのほう、すぐに先日お示しすることができず、また誤った御説明をいたしましたことを、改めておわび申し上げます。

この納付額につきまして、表にしてございますけれども、今期第3期目の推移を記載してございます。このうちの平成28年度の欄で御説明いたしますと、収入合計が1億5,823万円余りに対しまして、支出合計が1億4,609万円余りでしたので、収入から支出を差し引いた収支差額1,213万円余りとなりましたことから、この2分の1、606万6,000円を県に納付いただいております。

説明につきましては以上でございます。

◎土森委員長 質疑はありますか。

◎吉良委員 結局この納付額は決算のどこに反映されていることになりますか。

◎土居文化財課長 先ほどの資料の2ページの最後にも書いてございますが、平成28年度決算に関する説明書という資料の43ページに記載してあります。

◎土森委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎土森委員長 次は、人権教育課について行います。

説明をお願いします。

◎西内人権教育課長 お手元の資料の赤いインデックス、人権教育課の1ページをごらんください。高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の状況について御説明をいたします。

1制度の概要をごらんください。当貸付金につきましては、地域改善対策特定事業等として、高等学校、大学、専修学校等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により進学後、就学が困難な者に対して貸与等がされる制度となっております。

本文の中ほどに①から④まで記載をしておりますとおり、昭和33年度から社会福祉奨学資金として貸与制度が始まりまして、その後、給付制度であります②の同和対策奨学資金、そして再び貸与に戻りまして、③の地域改善対策奨学資金を経まして、現在当課で所管をする債権の大半を占める、④の地域改善対策奨学資金（新法）分へと、制度が変更されてきた経緯がございます。

なお地对財特法の失効によりまして、平成13年度末をもって制度が終了し、経過措置を経まして、平成18年度で全ての貸与が終了いたしました。現在は債権管理のみとなっております。回収業務に力を入れているところでございます。

債権管理業務といたしまして、下段に貸与条例規則等の主な項目を参考として記載をさせていただきます。貸与終了後6カ月を経過した後、20年以内に返還しなければならないとされておりますが、債務者の状況により返還免除、返還猶予の規定がございます。返還が免除されたものの実績は、平成27年度は約2億円、平成28年度は約1億7,000万円となっております。

次に2債権の状況、制度別の状況をごらんください。1制度の概要でもお示しをいたしました。その①から③までの債権につきましては、850万円余りの未収金がございますが、全件が時効経過している回収困難な債権であり、これにつきましては平成27年度の包括外部監査におきまして、回収困難なものについては債権整理を進めるべきとの御指摘をいただきましたので、今後はこの4月から施行された県の債権管理条例に基づきまして、徴収停止や債権放棄等を行うことで、未収金債権の縮減に努めてまいりたいと考えております。

現在所管している債権の大半を占めるこの④の債権につきましては、資料に記載しているとおり貸与総額が約80億円、貸付件数は延べ7,194件となっております。平成28年度末の状況といたしましては、下記のグラフのとおり、返還免除済額が約55億円で、貸与総額の約70%を占めております。返還済みの金額は約10億円で、貸与総額の13%。未収額は約5億円で、6%となっております。期限未到来債権とは平成34年度を最終年度といたしまして、今後収入調定を予定しているものでございまして、約10億円弱、12%を占めております。

2ページ目をお開きください。平成18年度から平成28年度末までの収納状況の推移とな

っております。表の下にお示しをしているとおり、平成28年度末の決算状況といたしましては、未収件数は1万894件、債務者数は1,517人となっております。

次に3平成28年度地域改善対策進学奨励事業費の決算の状況をごらんください。奨学資金返還相談員設置委託料は、決算額が660万円。5名の方に年間を通して、滞納者に対する戸別訪問等により返還方法等の相談への対応、滞納金の納付指導、免除申請への助言などを行っております。平成28年度から、それまでの3名から5名に増員をいたしまして、未納者への指導助言を丁寧にやっております、そうした結果、前年度より比較して返還率が上がりました。

国庫支出金精算返納金につきましては、前年度中に返還された金額と国の定める基準を超えて県の基準により免除を行った金額の合計額の3分の2の金額を、国に返還したものでございます。平成27年度分につきましては、約7,000万円を返還いたしました。

3ページをごらんください。4平成28年度からの取り組みとしまして、主なものを2点記載をさせていただいております。まずは債務者に対する意向調査として、平成28年度に滞納者に対してアンケート形式による意向調査を3回実施いたしました。その結果をもとに、現在は免除申請規模や分納相談などの回答別に個別の対応を行っているところでございます。

次は、弁護士の回収委託業務でございます。未納額が高額などの要件により抽出をいたしました滞納者に対しまして、平成28年度は10件の委託を実施いたしました。その結果全額納付されたものが3件、分納で納付中のものが7件となっております。平成29年度も引き続き30件の委託を予定しております。

続きまして、5ページをお開きください。一般社団法人高知県人権教育研究協議会に対する補助金について御説明いたします。まず、この法人の概要でございますが、人権教育の推進のための調査研究及び研究会の開催等に関する事業を行い、県内での人権教育の理解の促進と人権が尊重される教育環境を実現することを目的としており、昭和33年に任意の団体として発足後、平成15年に社団法人となりまして、平成26年に一般社団法人化されております。平成28年度の会員は個人8,125名と八つの団体でございます。

法人の主な活動はブロック別研究会や研究大会、リーダーの育成研修等で、教職員や社会教育担当者、また一般の方などを対象に行われております。なお、28年度はこれらに加えまして、四国地区人権教育研究大会が高知県内で開催されております。

次に法人の運営費の状況でございます。収入につきましては、会費収入、事業への参加費収入、県の補助金や市町村からの負担金などとなっております。支出につきましては、大きくは事業費と管理費でございます。事業費総額1,372万7,000円余りとなっております。そのうち先ほども申しました四国地区人権教育研究大会の運営でございますとか、それから人権教育研究事業を県の補助対象としております。なお補助金につきましては、四

国地区人権教育研究大会に対しまして254万7,000円、人権教育研究事業に対しまして150万円、合計404万7,000円を交付しております。

次に、法人への補助についてでございます。まず補助金の支出につきましては、県の掲げる10の人権課題を初め、いじめの問題などあらゆる人権問題の解決に向けて、人権の尊重される社会づくりを実現するためには、地域と連携した学校での人権教育の取り組みが必要ですし、また社会教育におきましても、地域の隅々まで浸透を図っていく上で、行政だけでは行き届かない部分を、民間の力をお借りしながら取り組みを進めていくことが必要であると考えております。

高知県人権教育研究協議会は、先ほども申しましたとおり、8,000人を超える多くの会員を擁し、各市町村に広いネットワークを持っております。そして、県内全域を対象に活動されており、人権教育を推進する研究団体として、県の取り組みを補完していただいていることから、補助金の交付先として選定をしているものでございます。

以上で、人権教育課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎西森副委員長 この地域改善対策の奨学金なんですけれども、精算で国に支出金として3分の2返納しているのは、もともとの制度自体も国3分の2、県3分の1という制度だったのでしょうか。

◎西内人権教育課長 そういうことでございます。

◎西森副委員長 この返納免除が70%ぐらいということで、免除の理由が死亡とか障害とか、あと生活困窮とか理由がいろいろとあるわけなんですけれども、そんなにおるといふことなんでしょうか。

◎西内人権教育課長 この返納免除額の総額の約9割は、この上の表の中の返還免除の中の(2)の、生活困難に該当いたします。全体の約99%がそれに該当いたしまして、これにつきましては生活保護を受給されている方、そこにお示しをしているとおり、市町村の課税所得証明書に基づいて、1回につきまして最大5年分の免除が可能ということもございまして、そういったことから非常に免除額が多くなっている状況でございます。

◎西森副委員長 こういった免除の条件を満たしていれば、国が3分の2を出しているわけなんですけれども、国の了解は得る必要はないという考えで、県の判断として免除ですよという、基準を満たしていればそういうことでよろしいのでしょうか。

◎西内人権教育課長 2ページの下のほうでお示しをした部分と、重ねて御説明をさせていただきますと、ここに国庫支出金の精算返納金がございますけれども、そこに国基準を超えて県の基準により免除された金額という部分がございます。これにつきましては、国の規定に基づきますと、年収が生活保護基準に基づいて算出される年額の1.5倍以下であれば免除となっております。ところが県の規定の場合は、これが2倍以下となっております。

て、ここは県の裁量で2倍と規定をされております。したがって、例えば生活保護基準額100万円といたしまして、収入が180万円あれば、国の規定は1.5倍以下ですので免除にならないんですけれども、県といたしましてはそこが免除になりますので、そういった形で、県としての裁量で免除しているということでございます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育課を終わります。

教育委員会はこれで終わりますけど、私も35年県議会に在籍してまして、決算特別委員会にも10数回入っていますし、そのうち6回が委員長です。再審査したのは初めての経験なんですよね。非常に驚いていますし、そういうことも考えると、こういう再審査が必要のない体制で、しっかり教育委員会もやっていただきたいと思います。再審査して、今までわからなかったことがわかるようになった部分もありますけど、ぜひしっかり対応していただきますように、よろしく願いいたします、教育委員会を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本当に委員の皆さん、お疲れのところをこうして再審査までして、緊張感を持って対応し、仕事はしっかりやったという満足感を持っていただければと思います。

あすは、農業振興部と危機管理部の決算審査を行います。

開会時刻は午前10時といたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(16時11分閉会)